

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に後記「売買手数料表」により算出される金額を上限とする売買手数料をいただきます。ただし、日計り商いに係る反対売買分の手数料はいただきません。
- ・上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(2)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・上場有価証券等の売出し

当社の概要

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第175号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-6-17
加入協会	日本証券業協会
資本金	5億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和24年7月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。

- 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- 2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- 3 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

[売買手数料表]

株式（下記手数料表によって算出される額を上限とする売買手数料をいただきます。）

約定代金	売買手数料（消費税込）
400,000 円以下の場合	一律 2,100 円
400,000 円超 30,000,000 円以下の場合	約定代金の 0.525%
30,000,000 円超の場合	一律 157,500 円

新株予約権付社債売買手数料（下記手数料表によって算出される額を上限とする売買手数料をいただきます。）

約定代金	売買手数料（消費税込）
166,666,666 円以下の場合	約定代金の 0.063%
166,666,666 円超の場合	一律 105,000 円

お客様がお支払いただきます売買手数料は、算出の過程において1円未満の端数を切り捨てる関係上、上記の手数料表に基づく計算結果よりも少なくなる場合があります。